

申込締切 2020年11月17日（火）必着

2020年11月28日（土）開催

シンポジウム

「最低賃金はどのようにして決まるのか」

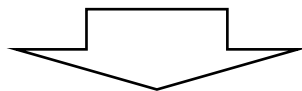
参加申込書

① 参加申込者の氏名

② 参加申込者の住所

〒 -

③ 日中連絡のとれる電話番号



長崎県弁護士会 宛

FAX 095-824-3967

※1枚のFAXで申込できるのは1人です。

※来場の可否については11月20日ころまでにご記載いただいたご住所宛にハガキでご連絡いたします。

※ご提供いただいた個人情報、シンポジウム参加の抽選及び抽選結果連絡ならびに感染症法15条に基づく保健所等による調査協力以外に使用しません。